

くらしに関する補助金

一部のみの掲載ですので、まずはご自分に適した補助金や手当など、どんなものがあるのか、各担当課、地域課にお気軽にご相談下さい。

■担当課及び地域課

健康福祉課:35-0888
教育委員会:35-0019
医療保険課:35-1080

仁淀地域課:32-1132
池川地域課:34-2112

健康福祉課

出産応援手当

少子化対策の一つとして出産応援手当を支給しています。
※条件あり

1人につき100,000円



医療保険課

乳幼児等医療費の助成

お子さんが医療機関にかかった場合に医療費の自己負担分を助成する制度です

対象者	本人負担額
0歳～18歳 (高校卒業まで)	0円 ※一部対象外があります

教育委員会

保育料・給食費

仁淀川町には、保育所2園、認定こども園が1園あります。
小学校は2校、中学校は2校あります。子育て世代の経済的な負担を軽減

町内に住所を有し現に居住している世帯の方に保育料の無償化
町内小中学校へ通う児童・生徒の学校給食費の無償化

教育委員会

入学応援手当

就学通知と一緒に(1月)に申請書が配布されますので、必要事項を記入し3ヶ月以内(3月末まで)に提出してください

小学校入学時	30,000円
中学校入学時	50,000円



教育委員会

放課後子ども教室

保護者の労働等により放課後児童の養育が困難な家庭の児童を預かります。

利用料 2,000円/月 【8月は5,000円】

※同世代で同時に子ども教室を利用する場合は2人目以降
1,000円/月 【8月は2,500円】

くらしに関する補助金

教育委員会

制服等購入助成金

中学校の制服等一式(各種1着または1足のみとする。)を購入するために必要な経費 (1,000円未満切り捨て)とし、12万円を上限とする。
ただし適用は中学生1人につき1回限りとする。
(例:制服、靴、体操服など【詳細は申請書をご確認ください。】)

教育委員会

奨学資金貸付

経済的な理由により修学が困難な生徒または学生に対し、修学支援のため奨学金を貸与します。他の奨学金との併用も可能です。

【対象者】 ①仁淀川町在住(2年以上)している者の子

②次の学校に籍を置く者 高等学校(特別支援学校を含む、通信制を除く)、高等専門学校(1年次～3年次まで)、専修学校(高等課程)

【貸与額】 1カ月6万円以内

【返還】 卒業後、満1ヶ月を経過した後、規則で定める期間内に返還しなければならない。ただし奨学金の全部または一部を繰り上げて返還することができる。

【貸与金額合計】 300,000円以下 7年
300,001円～900,000円 10年
900,001円～2,160,000円 15年
2,300,001円以上 20年

教育委員会

奨学金等返還支援補助金

人材確保と若者の定住促進を目的に、奨学金の返還額を補助します。
(年間上限:18万円、期間上限:15年)適用には詳細な要件がありますので確認ください。

※指定資格者(医師・看護師・薬剤師・社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士)として従事している方は
年間上限:24万円、期間上限:15年

教育委員会

高等学校等通学給付金

申請書に必要事項を記載し提出する。
支給額30,000円/月
※毎年5月末までに申請

教育委員会

夜間中学校通学給付金

申請書に必要事項を記載し、提出してください。
支給額 30,000円/月

教育委員会

就学支援給付金

大学・専門学校及び、高等学校等へ就学するための費用を支援することで、保護者の経済的な負担を軽減し、子育て支援と就学機会の確保を目的とするものです。
※毎年6月末までに申請

高等学校等	30,000円/年
大学・専門学校等	50,000円/年

教育委員会

高校生等海外留学支援

高校生が、海外留学を通じてコミュニケーション能力を高め、国際的感覚を身につけることなどを目的とし、その海外留学に関する経費に対し補助するものです。

対象経費	金額
交通費、学費、滞在費、その他	自己負担額の1/2(上限50万円)

